

文化庁当初案の概要・条文等について

侵害コンテンツのダウンロード違法化……………1

リーチサイト対策……………8

ダウンロード全般

実質的に影響があるのは、この部分のみ

私的使用目的の複製 (著作権法第30条)

違法にアップロードされた著作物

違法だと知りながら行う場合
⇒違法

刑事罰

⑤ 権利者が黙認

- ④ 違法だと知らない場合
- (1) 重過失で違法だと知らない場合
- (2) 適法・違法の評価を誤った場合

③ **適法**にアップロードされた著作物

- (例)
- ・権利者自らがアップロードした公式サイト等からのダウンロード
 - ・適法に引用されてアップロードされたもののダウンロード
 - ・権利者からの明示又は黙示の許諾を受けてアップロードされたもののダウンロード

⑧ **【刑事罰の追加的要件】**
(i) 有償著作物であること
(ii) 二次的著作物でないこと
(iii) 継続・反復して行うこと
(※) 全て親告罪のまま

⑦ 私的使用目的以外の複製

(例)

- ・企業においてビジネスの一環として行われるダウンロード
- ・漫画家・研究者等が業務として行うダウンロード

⑥ 適法領域(自由利用可)

- 引用(第32条)
- 裁判手続に係る利用(第42条) 等

(例)

- ・報道、批評、研究その他の引用の目的で行われるダウンロード
- ・裁判手続のための証拠収集等として行われるダウンロード
- ・視聴・閲覧に伴うキャッシュの蓄積等

(※) 直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての利用についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば可能

① 視聴・閲覧するだけの行為
(キャッシュの蓄積等も適法)

② メール送信された添付ファイルの保存、ウェブ上の画像やテキストの印刷など

違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。

(※) 音楽や映像については、既に違法化(H21)及び刑事罰化(H24議員修正)がされている。

改正の趣旨

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、既にダウンロードが違法化されている音楽・映像以外にも、漫画、雑誌、写真集、文芸書、ビジネスソフト、ゲーム、学术论文など、幅広い分野で被害が確認。
 - 違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はないことから、諸外国(ドイツ・フランス・カナダ等)の取扱いも踏まえ、ダウンロード違法化の対象範囲を著作物全般に拡大する。
 - ただし、音楽・映像以外の著作物(特に静止画・テキスト等)は、ブログやSNSを含め、様々な場所に違法ファイルが掲載されている可能性があり、ユーザーが何気なくダウンロードしやすい状況にある。このため、ユーザー保護の観点から、主観要件を厳格に設定し、違法にアップロードされたものだと知らずにダウンロードしてしまった場合には違法としないことを確実に担保する。
 - 特に、刑事罰については、謙抑性の観点から、悪質性の高い行為に限定して適用する。
- (※) なお、違法にアップロードされた著作物であっても、単に視聴・閲覧することや、それに伴いコンピュータに自動的に生じるキャッシュ等の蓄積(複製)は、適法。



		現行	法改正案(イメージ)
民事措置 【第30条第1項第3号等】	対象著作物 (対象行為)	違法にアップロードされた 音楽・映像 (録音・録画)	違法にアップロードされた 著作物全般 (複製)
	主観要件	違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする場合は対象	同左
		—	重過失の場合でも違法だと知らなかった場合は、ダウンロードは違法とされない旨を明確化 (例えば、違法か適法か紛らわしくて判断がつかなかった場合や、有名な海賊版サイトからダウンロードをしたもののインターネットの知識がなく海賊版サイトだと気付かなかった場合は、適法となる)【第30条第2項】
		—	適法・違法の評価を誤った場合も、ダウンロードは違法とされない旨を明確化 (例えば、適法に引用されたものだと思ってダウンロードしたが、実際には違法な引用だった場合は、適法となる)【第30条第1項第3号】
刑事罰 【第119条第3項等】	対象著作物 (対象行為)	違法にアップロードされた 音楽・映像 で <u>正規版が有償で提供されているもの</u> (録音・録画)	違法にアップロードされた 著作物全般 で <u>正規版が有償で提供されているもの</u> (複製)
		—	「二次創作された著作物」は除外
	主観要件	民事措置と同様	民事措置と同様
	常習性	—	継続的に又は反復して行う場合
	法定刑の水準	2年以下の懲役・200万円以下の罰金	同左
親告罪の扱い	親告罪	同左	

※上記の「違法」は、全て著作権侵害のみを指し、肖像権等の侵害は含まない。

(参考) 私的使用のための複製に係る権利制限について(著作権法第30条)

○ 著作権法第30条第1項においては、閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する等の観点から、著作物を個人的又は家庭内等の限られた範囲内で使用することを目的とする場合にはその使用する者が複製することができることとしている。一方で、以下の場合には、権利者の経済的利益を不当に害することとなることから、権利制限規定の対象外としている(他の権利制限規定に該当する等の事情がない限り、その複製は違法となる)。

- ① 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(ダビング機等)を用いて複製する場合(同項第1号)【昭和59年に追加】
- ② 技術的保護手段(コピーガード)の回避により可能となった複製を、その事実を知りながら行う場合(同項第2号)【平成11年に追加】
- ③ 著作権を侵害する自動公衆送信(インターネット送信)を受信して行うデジタル方式の録音・録画を、その事実を知りながら行う場合(同項第3号)【平成21年に追加、平成24年に刑事罰化】
- ④ 映画の盗撮の場合(日本国内における有料上映後8月以内の場合に限る。)(映画の盗撮の防止に関する法律第4条)【平成19年に追加】

○ 上記①～④のうち、①②については刑事罰の対象から除外されているが、③については、正規版が有償で提供・提示されている著作物を録音・録画する場合には、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科されることとなっており、④については、通常の著作権侵害の場合と同様、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科されることとなっている(懲役と罰金の併科も可)。

第30条第1項第3号：(ア)ダウンロード違法化の対象範囲の拡大（「録音又は録画」⇒「複製」）
（イ）主観要件（事実の認識、適法・違法の評価を誤った場合の除外）

第30条第2項：主観要件（重過失により知らなかった場合の排除（解釈規定））

※赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

ダウンロード行為全般を対象
（「録音又は録画」⇒「複製」）

一・二（略）

三 **著作権を侵害する自動公衆送信**（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）**を受信して行うデジタル方式の複製**（以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、**特定侵害複製であることを知りながら**行う場合

事実の認識だけでなく、「違法」だという認識まで必要

2 前項第三号の規定は、特定侵害複製であることを**重大な過失により知らないで**行う場合を含むものと解釈してはならない。

著しい不注意により「違法」だと知らなかった場合も、ダウンロードは違法とならない。

条文解説（ダウンロード違法化関係）【刑事罰】

第119条第3項: (ア)ダウンロード刑事罰化の対象範囲の拡大(「録音又は録画」⇒「複製」)
(イ)主観要件(事実の認識、適法・違法の評価を誤った場合の排除)
(ウ)有償著作物等への限定、(エ)二次創作の除外、(オ)反復継続性

第119条第4項: 主観要件(重過失により知らなかった場合の除外(解釈規定))

※緑字部分: 対象著作物(有償)、赤字部分: 規制対象者、青字部分: 主観要件、橙字部分: 罰則の水準

第百十九条 (略)

2 (略)

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。)であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)の著作権(第二十八条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。)を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。)を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

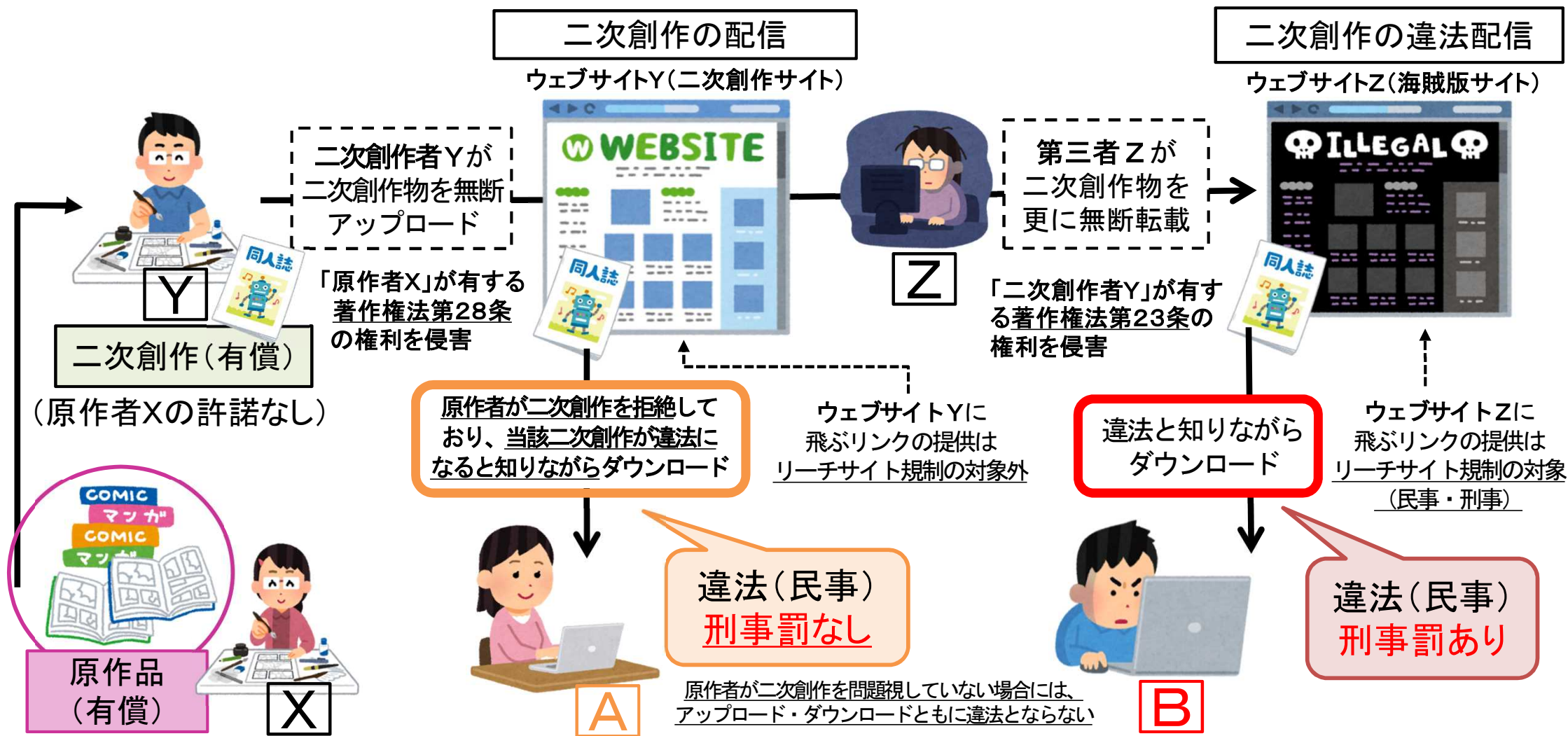
4 前項に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

ダウンロード行為全般を対象
(「録音又は録画」⇒「複製」)

「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」(著作権法第28条)を侵害する場合を除外(二次創作物をアップロード・送信すると、原作者の著作権を侵害することとなるが、その場合を除外することにより、二次創作物のダウンロードには、刑事罰が科されないように措置)

(参考) 二次創作物のダウンロードに関する取扱いのイメージ

- 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物を、ダウンロードした者(下図A)については、違法となり得るが、刑事罰は科されない。
- その二次創作物を、第三者が二次創作者の許諾なく更に転載(アップロード)している場合に、それをダウンロードした者(下図B)は、二次創作者の権利を害していることから、刑事罰も科され得る。



※ 原作者Xは、無断でアップロードしている二次創作者Y及び第三者Zに対して、原作品に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。
 ※ 二次創作者Yは、無断で転載(アップロード)している第三者Zに対して、二次創作物に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、その背景の一つとして、自身のウェブサイトには侵害コンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへのリンク情報等を提供することで利用者を侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト(リーチサイト)やこれと同様の機能を有するアプリ(リーチアプリ)の問題が指摘。
- リーチサイト・リーチアプリは、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い場・手段であり、そこにおいて行われるリンク情報の提供は著作権侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者に与えるものであることから、①リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為や、②リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供行為を規制する(正当な表現行為に萎縮が生じることのないよう留意)。

1. リーチサイト・リーチアプリの定義

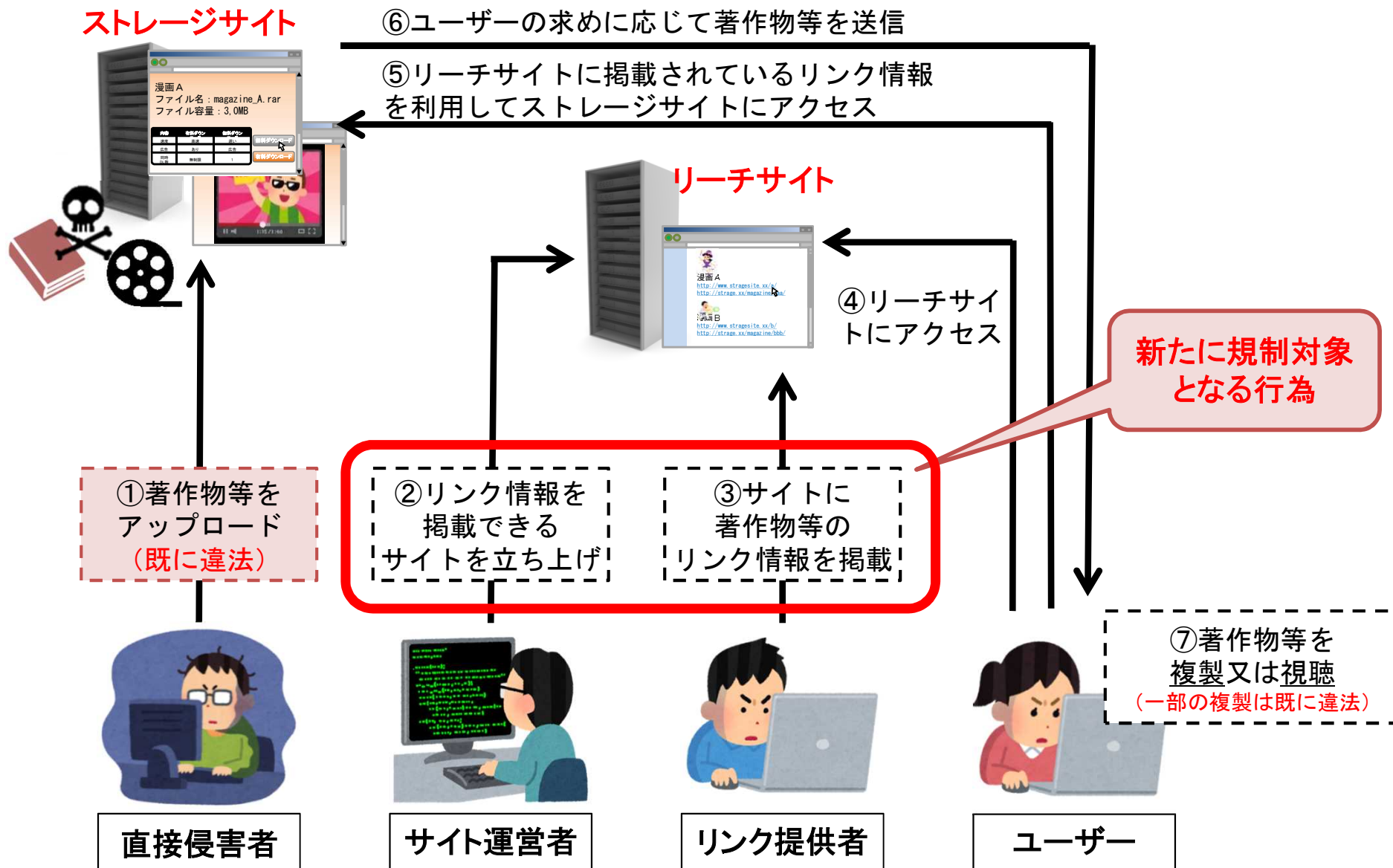
- ・ 公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・プログラム 【第113条第2項第1号イ、同項第2号イ】
- ・ 主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・プログラム 【第113条第2項第1号ロ、同項第2号ロ】

2. 規制対象行為及び規制内容

	規制対象行為	規制内容(措置)
サイト運営者・アプリ提供者	①リーチサイトを公衆に提示すること ②リーチアプリを公衆に提供・提示すること	刑事罰 (5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可)) (<u>社会的法益の侵害</u>)【 非親告罪 】【第119条第2項第4号・第5号】 (※) 侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置する等の場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる。)【第113条第3項】
リンク提供者	リーチサイト・リーチアプリにおいて、リンク情報等の提供により、侵害コンテンツの公衆による利用を容易にすること	民事措置 (著作権等を侵害する行為とみなして 差止請求・損害賠償請求 を可能とする)【第113条第2項】 (※) <u>リンク先が侵害コンテンツ</u> であることの 故意・過失 がある場合に限る 刑事罰 (3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可)) 【 親告罪 】 (※) <u>故意犯のみ</u> 処罰 【第120条の2第3号】

(参考) リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の典型例

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザーを当該著作物等へ誘導



※ 「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合 (運営者投稿型) もある
※ リーチアプリの場合には「アプリ提供者」が上記の「サイト運営者」と同等の立場にある

第113条第2項：侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化

※緑字部分：手段、赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

（侵害とみなす行為）

いわゆるURL

「URLの一部を☆などの記号に置き換えたもの」や
「コンテンツへの到達を容易にするボタン」など

第百十三条（略）

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行う行為は、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リーチサイト(1号)・リーチアプリ(2号)
(※)次ページ参照

リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

第113条第2項第1号

リーチサイト

一 次に掲げるウェブサイト等

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、**公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等**

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供される侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供される送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、**主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等**

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

第113条第2項第2号

リーチアプリ

二 次に掲げるプログラム

イ・ロ（略） ※リーチサイトと同様であるため、省略

<第113条第2項第1号イのイメージ>

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

今なら無料で読み放題！！
ここをクリック↓↓↓↓↓

利用を促す文言
の表示



侵害コンテンツAのURL
侵害コンテンツBのURL
侵害コンテンツCのURL

(あらずじ...〇〇は××で△△)

URLの強調

<第113条第2項第1号ロのイメージ>

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定



無料海外動画ファイルのリンクを貼る掲示板

- 1. 匿名X
[大人気海外ドラマAが無料で見放題①↓↓↓]
www.◆◆◆.◆◆◆.◆◆◆ (侵害コンテンツのURL)
www.×××.×××.××× (正規コンテンツのURL)
- 2. 匿名Y
[大人気海外ドラマBが無料で見放題②↓↓↓]
www.●●●.●●●.●●● (侵害コンテンツのURL)
www.▲▲▲▲▲▲.▲▲▲ (侵害コンテンツのURL)
- 3. 匿名Z
>1、2 本当に見られた！

条文解説（リーチサイト関係）【リンク提供を放置する行為のみなし侵害化】

第113条第3項:リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化

※緑字部分:主体、青字部分:主観要件、赤字部分:規制対象行為

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

リーチサイト運営者 + リーチアプリ提供者

①リンク提供の事実を知っており、かつ、②リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

2 (略)

3 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等に該当するウェブサイト等の公衆への提示を行つている者又は侵害著作物等利用容易化プログラムに該当するプログラムの公衆への提供又は提示を行つている者が、当該ウェブサイト等において又は当該プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われていることを知っている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リンクを削除することができるにもかかわらず、削除せず放置する行為

第113条第4項：ウェブサイト等の一般的な定義

（侵害とみなす行為）

ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページの全体 = ウェブサイト

第百十三条（略）

2・3（略）

4 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。）の集合物の全部又は一部であつて、同一の者が公衆への提示を行つているものとして政令で定めるものをいう。

ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページの一部

（※）「特定のTwitterアカウントに侵害コンテンツへのリンクばかりが掲載されている場合」や、「巨大なウェブサイトの一部の区分に侵害コンテンツへのリンクが集中的に掲載されている場合」などを捕捉することを想定。一定規模のまとまりを政令で規定する予定であり、1ページやごく少数のページは対象としない。

第119条第2項第4号：リーチサイト運営者に対する刑事罰（5年以下の懲役等）

第119条第2項第5号：リーチアプリ提供者に対する刑事罰（5年以下の懲役等）

第百十九条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三（略）

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者

リーチサイト運営者

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供又は提示を行つた者

リーチアプリ提供者

六（略）

第120条の2第3号：侵害コンテンツへのリンク提供者に対する刑事罰（3年以下の懲役等）

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

侵害コンテンツへの
リンク提供者

四～六（略）